

トピック

裁判員裁判とチェック・インタープリターについて

刑事弁護委員会委員長 児玉 晃一 (46期)

チェック・インタープリターとは？

「チェック・インタープリター」という言葉をお聞きになったことがあるでしょうか。

「検証通訳」と訳されることもあります。これは、要通訳事件で、裁判所が選任した法廷通訳が、正確な通訳をしているか、当事者の立場からチェックする立場の通訳人のことです。

報道によれば、米軍関係者の事件では、実際に弁護人席にチェック・インタープリターが同席していた事実が確認されています。これは、日米地位協定に基づくものではなく、運用によるものです。ですから、米軍関係者以外の事件でも、同様の体制を取ることは、現行法の下でも可能なのです。

現在の法廷通訳は、特別な資格も必要なく、研修も体系立っているとさえ言えません。ですから、通訳人の能力は担保されていません。そのため、従来から通訳の適正さ確保のための方策が必要であるとは言われていましたが、裁判員裁判制度が始まり、その必要性は一層強まりました。

裁判員裁判はその場で誤訳を指摘！

従来であれば、速記録を読んで法廷通訳に問題があることが判れば、テープを確認するとか、あるいは再度尋問を実施するなどで、修正の余地もありました。しかし、裁判員裁判ではそれができません。ご承知のとおり、裁判員裁判では、法廷で見聞きしたことだけが、事実認定の基礎とされるからです。誤訳があれば、その場で修正していかないと、文字通り、取り返しがつかないことになってしまいます。

私たち弁護人の立場からすると、事実関係を厳しく争うような事件で特にその必要性が高いと思います。ただ、法廷通訳人の中からは、間違っているとまでは言えないが、訳のニュアンスの違いによって、被告人の人物像が全く違ってしまふことはよくあるので、むしろ情状関係の事件の方でこそ、より正確な通訳をすることが望まれる、という指摘もされています。

ですから、要通訳事件においては、公判前整理手続において、裁判所に、チェック・インタープリターの同席を求めるべきです。実際には、予め裁判所から認められた場合に、チェック・インタープリターになってもいいという候補者に話を通しておき、認められたらこういう方がやってもらえる、ということの説得材料にすべきです。そして、チェック・インタープリター自身の能力が低ければ、その職責を果たすことはできませんから、候補者とする方はそれなりの経験と実力が裏打ちされている方でないといけません。法律上の立場は、刑訴法31条2項の特別弁護人となるでしょう。

今後の課題

ただし、仮に選任されたとしても、現在の制度では、国選の場合にはチェック・インタープリターの費用を支出する財源がありません。そこで、日本弁護士連合会で、制度の整備に向けて議論がされているところです。

身体拘束からの解放を目指して

会員 大久保 聡子 (61期)

準抗告は通らないが、準抗告以外の方法で身体拘束が解かれることは意外に多い。そのうち、内心「無理かも」と思っていた事例について述べたいと思う。

事例1 交渉による解放

酔ってAに暴行を加えた上、仲裁に入ったBを殴り傷害を負わせた事案で、最初は否認していたが、話合いの末、被疑事実を認め、反省文を作成することにした。検事には反省文を提出し、示談の意思を伝えた上で、「拘束されていたら示談金を用意できません」と主張したところ、あっさり釈放された。被疑者は出所後間もなく、身元保証人もいない状況だったので意外だった。被害者らはネット等で被疑者の前科を調べており、「応じなければ実刑でしょ?」と多額の金員を要求していたのだが、釈放で勢いがそがれたらしく示談が成立し、最終的に不起訴処分となった。

事例2 意見書の提出

外国人の傷害事件で、やっと得た内定先から数日しか待てないと言われ、どうしても勾留延長は回避したかった。しかし、当番弁護士を希望したのが遅かった上、満期日は連休に当たっていた。早めに延長請求される可能性を考えると実働時間は4日ほどしかなく、準抗告をすれば記録が検事の手元から離れるから取調べ未了となり、勾留延長に傾くかもしれないと悩んだ末、延長請求されないことを期待し準抗告はしなかった。代わりに、反省文・被害者の嘆願書・身元引受書を添付の上、標題を変えればそのまま申立書になるような意見書を提出することにした。もっとも、被疑者、被害者及び身元引受人の全員が外国人なのに、援助制度が使えず通訳費用に不安がある状

況だったため、辞書を片手に交渉し、翻訳文も弁護人が作成という微妙な添付書類になってしまったため、不安があった。法テラスにも泣きついて急いで選任命令を出してもらい、選任後すぐに意見書を提出した。結果、満期前日に釈放の方向でとの回答をもらえ、実際、延長請求はされずにすんだ。

事例3 準抗告

職務質問にあった際、友人が使用していた薬物の残りをとっさに隠し持ち、その場では逮捕されなかったものの、その後、逮捕状を持った警察が自宅に来たのを知って逃亡し、2年間隠れていたという事案があった(2年後に潜伏先で逮捕された)。やはり「逃亡のおそれ」が問題になるかな、とは思ったものの、家族とも和解し、潜伏先での知人からも協力が得られたことから、思い切って「所持罪には当たらない。」との無罪主張を軸に、逃亡中のつらさを思えば二度は逃げないという主張を加えて準抗告をしたところ、その日に釈放された。個人的には無罪主張や逃亡のおそれについて裁判所がどう判断するか興味があったのだが、何より御家族がうれしそうだったので、棄却はされたが申立てをしてよかったと思っている。

* * *

被疑者国選では、釈放により終了となるため、「解放されなきゃお金を用意できません」といった手段は使えなくなるのかもしれない。しかし、準抗告以外の方法でも、身体拘束から解放することが十分に可能であることは変わらない。条件がそろっていない、どうせ準抗告は通らない、などと決め付けず、いろいろとやってみることが大事なのではないかと思う。